

中小企業緊急雇用安定助成金とは

- ・休業に対しての助成……休業手当の5分の4
(教育訓練実施で加算金あり)
- ・対象期間……3年間で最大300日
※助成金の受給に当たっては受給要件がございます。詳細をご相談ください。

NEW

◆無料相談窓口・無料訪問指導をご利用下さい！

- ・対象となるのはどんな場合か？
- ・受給のためにはどんな要件があるのか？
- ・申請時にどんな書類が必要なのか？

社労士が県内各商工会議所・商工会を会場に相談説明会を開催いたします。
また社労士が事業所を直接訪問し、助成金申請に関し資料整備やアドバイスを無料でを行います。

◆助成金の代行手続きを社労士へ依頼し費用をお支払いされた方へ奨励金が支給されます！

助成金の支給に必要な書類作成などを社会保険労務士に依頼したときにかかった費用の1/2が支給されます。

※詳細はお問合せください。

事業主の
みなさんへ

「中小企業緊急 雇用安定助成金」

景気悪化！
震災で、
売上高が減少……

従業員を一時的に
休業させたい……

を活用してみませんか？

**無料相談受付中！
お電話ください。**

雇用維持に向け、頑張る企業のお手伝いをいたします！！

秋田県社会保険労務士会 中小企業雇用安定サポート事業

受付時間 9:00~17:00

- 中央支部 TEL (専用) 018-864-1666
〒010-0921 秋田市大町3-2-44 (大町ビル3F)
- 県北支部 TEL 0185-54-2810 (富樫社労士事務所内)
〒016-0843 能代市中和1-13-10
- 県南支部 TEL 0182-33-1033 (照井社会保険労務士事務所内)
〒013-0061 横手市横手町字四ノ口83-2

ホームページアドレス <http://www.akita-sr.or.jp>

裏へ